

# 施設設置届出促進

## 有料老人木一ム 運営指導指針改正

設備基準見直し



未届け施設は依然として多いと話す橋口課長補佐

一で講演した。

厚労省橋口課長補佐が解説

厚生労働省は有料老人ホームの設置運営指  
導指針を見直し、7月1日から施行する。設  
置届け出の促進に向け、既存建物を利用する  
ホームに対する施設基準の適合条件を見直  
す。サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）  
への指針適用も図り、統一的な基準の下で現  
場への指導も進める。同省老健局高齢者支援  
課の橋口真依課長補佐が20日、札幌市内で講  
演し改正内容を説明した。

有料老人ホームやサー  
ビス付き高齢者向け住宅  
などの事業者で組織す  
る、北海道高齢者向け住  
宅事業者協会が開いた事  
業者、市民向けのセミナー

「未届け件数の割合は依然として高い」と指摘。その上で、未届け件数の調査については「未届け施設の割合を把握し、届け出を促進する」ことが重要」と話した。

11で講演した。  
同省の調査によると、  
全国で有料老人ホームに  
該当する施設は昨年10月  
末で1万9002カ所ある  
が、このうち8・8%の  
961カ所が未届けであ  
ることが分かっている。  
割合は前年を0・5%以下  
回るもの、件数は50件  
増加している。

今回の改正では、届け出を促進するためには建物の特性に応じた設備基準の特例を設けた。設備基準は①居室の床面積が13  
平方㍍以上②床・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置③廊下幅は原則1・8㍍以上がある。

しかし近年、民家や小規模建物などを活用して有料老人ホームを運営しようとする事業者が増える中、設備の不適合への指摘を恐れて届け出しないというケースが見られる。

廊下幅の例では車いすでの移動を踏まえた基準だが「既存の民家で実現するのはほぼ不可能」と指摘。新しい指針では、必要に応じて適切に介助するなどの介護措置や、設備の改善計画を立てもらうことで指針に適合するとの認めることにした。

サ高住も指針の対象に新たに加える。サ高住のうち食事を提供する施設

は94.5%あり、この施設は実質的に有料老人ホームに該当しているからだ。

これまでには指針の適用対象外だったが「有料老人ホームと実態が似通つて」いる「統一的な指針の適用がなければ現場が混乱する」といった指摘を踏まえ、適用対象とした。

これにより、サ高住にも職員配置や運営、サービス提供などは有料老人ホームに準じた規定が定められる」とになる。橋口課長補佐は「サ高住でも有料老人ホームに該当すれば、行政指導の観点からも同じ基準を適用する必要がある」と注意を呼び掛けた。